

〈論文〉

米国禁酒法とメキシコ

——プロテスタント禁酒運動の展開から (1909—1933年)——

大久保 教 宏

はじめに——メキシコの禁酒をめぐる「固有の文脈」

1920年1月17日、米国憲法修正第18条、いわゆる全国禁酒法が発効した。「崇高なる実験」(Noble Experiment)と呼ばれ、米国の近代主義的革新主義の象徴的具現化とも言えるこの法は、1933年には撤廃となるものの、飲用酒の製造・販売・輸出入を一切禁止するという徹底した内容、およびそれを修正条項として憲法に盛り込み全国に適用したという決意の固さ、規模の大きさにより、世界中を、とりわけ近隣諸国を驚嘆させた。だが、米国禁酒法がラテンアメリカ諸国にいかなる影響を与えたかについては、これまでほとんど明らかにされていない。

しかし、米国禁酒法に呼応するようにラテンアメリカ諸国でも禁酒法制定の動きが見られ、米国と同様に禁酒の意義を社会に認識させようとする禁酒運動が活性化した。それは一見、米国の動きへの受動的追随のようにも見えるのだが、ラテンアメリカにおいても自発的に禁酒法、禁酒運動が推進されたことを示す「固有の文脈」が認められる。

特に米国と長い国境を接するメキシコが米国禁酒法から受ける物理的・心理的影響は、他国にも増して大きかったはずである。そのことは、結局実現はしなかったものの、メキシコのアドルフォ・デ・ラ・ウエルタ政権(1920年)、続くアルバロ・オブregon政権(1920—24年)が米国禁酒法

の発効に合わせて、米国との国境から100キロメートル以内の地帯を完全禁酒とする法の制定を目指したことに如実に現れている¹⁾。しかし、米国禁酒法の時代はメキシコ革命期とほぼ重なっており²⁾、メキシコにおいて禁酒が積極的に推進されたことも、単に米国禁酒法への追従や受動的対応と見るだけではなく、革命という文脈において捉える必要がある。メキシコの禁酒法は酒の製造・販売を司る勢力への対抗策、あるいは民衆統制策として革命家たちが採用した経済的・政治的戦略でもあった。

また、彼らにとって禁酒にはもう一つの効用があった。禁酒を唱えることで米国と同等の近代性、道徳性、科学性を身に帯びることができたのである。米国の道徳や科学を持ち出すことにより、民衆や酒業者の統制を狙った禁酒法に「近代性」の意匠をこらすことが可能であった。革命の正当性を内外に知らしめるためにも、禁酒が帯同する「米国の近代性」は革命家にとって利用価値が高かった。

とはいえ、米国と比較すればメキシコでの禁酒をめぐる動きは大きな展開を見せなかっただけに、豊富に史料が残されているとは言い難いが、メキシコ各地に散在していた様々な性格の禁酒組織を統括する全国禁酒連盟（Asociación Antialcohólica Nacional）の結成を先導するなど、革命期メキシコにおいて最も体系的に禁酒運動を展開したプロテスタンティズムが比較的多くの史料を残しており、メキシコ禁酒史研究の有力な手掛かりになると思われる。米国においても法制定に先行する禁酒運動の展開において、プロテスタンティズムが果たした役割は非常に大きかった³⁾。20世紀初頭の米国プロテスタンティズムでは社会問題の解決に教会も積極的に関与すべきとする「社会的福音」（Social Gospel）の影響が強まっており、社会悪の根源と目される酒の制限は米国プロテスタンティズムの主要な関心事の一つとなっていた。メキシコのプロテスタンティズムが禁酒運動を積極的に推進したのは、社会的福音の影響によるものと考えられる。

だが、メキシコのプロテスタンティズムが禁酒運動を活発に展開したのは、米国のプロテスタンティズムがそうであったからだけではない。有力

革命家とプロテスタンティズムとが親密な関係を築きつつあったことも重要な文脈である。革命政府は米国の「近代的」科学や学問・文化をメキシコに導入するためにプロテスタンティズムと協力関係にあった。革命期までにプロテスタンティズムが獲得した信者数はメキシコ全人口の1パーセントにも満たなかったが⁴⁾、教師、法律家、医師、技師といった知的職業層に信者が多かったことや、信者たちが米国の社会・文化事情に精通していたこと、革命が敵視したカトリシズムや実証主義を否定する論理的根拠を提供しえたことなどから、プロテスタンティズムは革命家にとって頼るべき存在の一つとなった。この関係は特に教育において顕著で、メソジスト信者アンドレス・オスーナや長老派信者モイセス・サエンス、その弟アーロン・サエンスらが有力革命家たちと親交を結び、革命政府の教育行政において重用されたことは、別稿にて筆者が明らかにしてきたとおりである（大久保 1996；1999）。

禁酒問題をめぐっても同様の協力関係が見られる。革命家は禁酒が近代的・道徳的・科学的方策としてメキシコ社会に認知されるよう、禁酒運動の推進をプロテスタンティズムに期待したのであった⁵⁾。一方、プロテスタンティズムにとって禁酒運動は、革命家との関係を密にし、メキシコ社会でのステータス向上を図るための重要な戦略となった。こうして双方の利害は一致したのである。

このように、メキシコにおいては少数派宗教であるプロテスタンティズムにとって禁酒運動の推進は重要な意味を持った。そこで本論では、プロテスタンティズムが禁酒運動に没入していく様子を『キリスト教弁護士』（*El Abogado Cristiano*）、『キリスト教世界』（*El Mundo Cristiano*）、『新しい民主主義』（*La Nueva Democracia*）といったプロテスタント系雑誌に毎号のように掲載された禁酒関連の記事から探ることとする。まずこれらの雑誌がどのようなものであったか紹介しておこう。『キリスト教弁護士』は、1870年代初頭にメキシコでの正式な活動を開始したメソジスト教会が、メキシコ会衆向けに1877年に創刊した週刊の会報である。当初

は教義解説や教勢報告といった宗教的記事を主に掲載していたが、次第に禁酒のような社会問題も積極的に取り上げるようになった。メキシコのプロテスタント諸教派の中でもメソジストは特に禁酒運動に熱心であり、『キリスト教弁護士』はメキシコにおけるプロテスタント禁酒運動の特に初期の段階を知るのに有用な情報源といえる。

このように社会問題へと関心を深めつつあったのは何もメソジスト教会だけではなく、会衆派、長老派といった他の教派にも共通して見られる傾向であった。そこで、これらの教派はメキシコ社会に有効に働きかけることを目的として、互いに協力し合うようになる。具体的には神学校、出版社、病院を合同で運営するといった超教派活動に乗り出し、その一環として1919年、メキシコのプロテスタント諸教派は会報の一本化を実現する。これが『キリスト教世界』（当初週刊、後に月2回発行）であり、同誌の刊行により『キリスト教弁護士』ほか教派ごとの会報は廃刊となった。以後、超教派活動が行き詰まりを見せる1929年まで『キリスト教世界』は刊行され続けた。この10年間はメキシコ革命の建設期、および米国禁酒法発効から撤廃までの時代とほぼ重なっており、オスーナ、サエンスらが革命政府において活躍し、プロテスタンティズムがメキシコの政治や社会の動向に最も関心を深め、戦略的に禁酒運動を推進した10年間でもあった。

『キリスト教世界』には全国禁酒連盟が公式にその活動を報告・宣伝する欄も設けられており、メキシコのプロテスタンティズムが禁酒運動を推進する動機や背景を体系的に知る上で最善の史料といえる。

また、メキシコのプロテスタンティズムは禁酒運動を推進する際、米国での例を参考にしたが、1920年にニューヨークで創刊されたスペイン語月刊誌『新しい民主主義』は重要な情報源であった。この雑誌を主宰した社会的福音の論者である米国人宣教師サミュエル・ガイ・インマンは、米国政府が政治的見地からパンアメリカニズムを強力に推進しつつあった時代状況を巧みに利用し、この政治的パンアメリカニズムを批判・補完するように、南北アメリカ諸国の宗教的・文化的一体化を求める、いわば宗教

的・文化的パンアメリカニズムを唱えた。『新しい民主主義』はそれをラテンアメリカのプロテスタント信者や、非信者の為政者・知識人に宣伝する媒体として機能した。米国で法制化され、ラテンアメリカにも波及しつつあった禁酒という理念は、アメリカ諸国を宗教的・文化的に結びつける具体的紐帯の一つとして同誌において頻繁に取り上げられた。『キリスト教世界』は『新しい民主主義』と提携関係にあり、その購読を読者に勧め、互いに記事を転載し合っている。『新しい民主主義』を通して、メキシコのプロテスタンティズムは米国やラテンアメリカ各地における禁酒運動の進展状況や背景、意義を知ることができたのである。『新しい民主主義』において展開される議論は米国人宣教師の宗教観・文化観を南北アメリカ各地に広めようとするものであって、それをそのままメキシコのプロテスタンティズムが受け止めたと判断することはできないが、少なくとも禁酒に関していかなる情報がメキシコのプロテスタンティズムに伝わっていたかを探ることは可能であろう⁶⁾。

これらの史料から、メキシコのプロテスタンティズムが単に宗教的動機によってだけでなく、禁酒に大きな関心を寄せつつあった当時のメキシコ社会に働きかけていく有効な手段として禁酒運動を推進したこと、また、米国での動きに受動的に追随したのではなく、禁酒が帯同する「米国の近代性」を積極的に利用しようとしたという「固有の文脈」を本論では解明していきたい。その前に、まずはプロテスタント禁酒運動の重要な背景をなす、メキシコにおける禁酒法制定の動向について概観しておこう。

I メキシコにおける禁酒法制定の動向

南北アメリカ諸国政府の代表が集うパンアメリカ会議で初めて禁酒問題が正式な議題として取り上げられたのは、米国禁酒法の制定後初の開催となる1923年の第5回会議（会場サンティアゴ）においてであった。米国一国の政策的意図が強く反映される傾向にあるパンアメリカ会議において禁酒が議題として取り上げられたのは、他のアメリカ諸国が禁酒法の「輸

出」を意図する米国の顔色を窺ったゆえのこととして捉えられよう。しかし、メキシコのオブレゴンをはじめ、チリのアルトゥーロ・アレサンドリ、ウルグアイのバルタサル・ブルムら⁷⁾、積極的に禁酒を支持、推進するラテンアメリカの大統領もいた。実際、すでにラテンアメリカ諸国では禁酒法が制定されつつあったのである。『新しい民主主義』はラテンアメリカにおける禁酒法制定の動向を詳細に報じているが、その記事によれば、グアテマラでは大統領提案の禁酒法への議会の承認を待っており、コロンビアでは上院議員提出の禁酒法案について議論されており、コスタリカでは公職にある者に禁酒が義務づけられた。また、ブラジルでは祝日の酒類販売や学校周辺での酒場の開設禁止等を規定した法が制定され、ウルグアイでは全国禁酒法制定に向けて強力な運動が始まり、アルゼンチンでは禁酒法案が国会に提出され、ペルーでは週末の酒類販売を禁止し、酒造業が盛んなチリではすでにいくつかの規制法が出されていた (Anónimo 1921a : 23-24 ; 1921b : 24 ; 1923a : 11)。

メキシコはというと、1917年発布の革命憲法において「連邦議会および州議会は飲酒に対処するための法を当然の如く制定する」(第117条)と定められ、いくつかの州では実際に禁酒法が制定されていった。筆者が確認した限りでは、1930年代初頭までに一時的にでも何らかの禁酒法が出されたのは、メキシコ連邦区(1914、1916、1920年)のほか、ユカタン(1915年)、ソノーラ(同)、タマウリパス(1921、1928年)、サンルイスポトシ(1922年)、タバスコ(1931年)の5州におよぶ。オブレゴンに続く大統領プルタルコ・エリアス・カイェス(大統領在任1924—28年)、エミリオ・ポルテス・ヒル(同1928—30年)はかつてそれぞれソノーラ、タマウリパスの州知事として禁酒法の制定、維持に尽力した人物であった。デ・ラ・ウエルタ以降、1920年代メキシコの大統領はいずれも禁酒法制定に強い意欲を見せていたのである。

しかし、ラテンアメリカの為政者たちは単に米国流禁酒パンアメリカニズムに追随していたのではない。彼らの目は国内的な必要をも捉えていた。

メキシコでは民衆統制手段、あるいはしばしば酒の製造・販売により権力基盤を築いていた各地の大地主やカシーケへの対抗策として、革命家たちが禁酒法を用いた。たとえば、タバスコ州で禁酒法を制定した知事トマス・ガリード・カナバルに関して、ある研究者は次のように述べている。

ガリード・カナバルは、十分な収穫を得るために農民は生産性の高いアシエンダに拘束されるべきであると考えた。酒に溺れ、死に際して天に場所を求めようとする農民はその能力に応じた生産を果たすことができない。そこで、彼は自分の広大な領地（すなわちタバスコ）の生産性を高めるために、酒と宗教という害悪を除去しようとしたのである。(Kirshner 1976 : 11)

また、オブレゴン政権の公教育大臣ホセ・バスコンセロスが次のように記している（以下引用文中 [] 内は全て引用者）。

竜舌蘭の栽培地域で土地の名や道を尋ねてみるがよい。決まって、背が低く、どんよりした目の男が出てきて、的外れな答えをもごもごと言うだろう。その男は朝食にもプルケ [竜舌蘭から製造される廉価の発酵酒] を飲んでおり、一日中プルケを飲んでいるのだ。[...] 革命は何度もプルケを根絶しようとした。しかし、革命は大地主に勝利することができず、プルケは生産され続けたのである。(Vasconcelos 1924 : 437)

バスコンセロスからの引用の後半部分にもあるように、禁酒法は大地主や酒業者の反撃に遭い、多くの場合長くは続かなかった。1915年、ソノーラ州暫定知事に任命された4日後に法令第1号として完全禁酒法を出したカイェスは、下層役人を巻き込んだ密造密売稼業の横行に倦み、結局禁酒法を放棄したという (Puente 1994 : 63-64)。また、前任者ラファエル・

ニエートの禁酒法を引き継いだサンルイスポトシ州知事アウレリオ・マンリーケは、一時は州内の全ての酒場・酒造工場を閉鎖したと宣言したものの、酒業者を兼ねる大地主と癒着した議会の反発に遭い、1925年に罷免された（Anónimo 1924b : 820 ; 1925 : 1108 ; Osuna 1924a : 750-751 ; 1924 b : 22-23, 32）。

だが、他の多くの革命家にとっては、酒業者と対立するよりは彼らを介して権力基盤を安定させるほうが現実的な選択肢であった。また、酒税収入は重要な財源であった。にもかかわらず、上述のように禁酒法という酒業者との衝突を招く強硬手段に取って訴えた革命家も存在したわけだが、そのような強硬派の多くに共通する思想的背景を見出すことができる。ユカタン州知事サルバドル・アルバラド、1920年、連邦区に禁酒法を再公布したセレスティノ・ガスカはアナルコ・サンディカリズムの組織に属していた。マンリーケは全国アグラリスタ党の党員であった。ガリードはアルバラドの下で社会主義を学び、タバスコに協同組合主義を導入した人物であった。これらの急進的左派思想を奉じる組織はしばしば禁酒を説いており、その影響の下にあった革命家が知事就任とともに禁酒法制定を目指したのである。

このように、急進的左派思想に傾倒した革命家の台頭、および酒業者との対立といった背景からメキシコにおける禁酒法制定の動向を説明することができようが、加えて米国で禁酒法が成立しつつあったことが、この時代のメキシコで禁酒法が推進される重要な契機となっている。革命を正当化するために革命家たちは新たな「近代的」理論や実践を求めた。それらはたとえば、先進的な科学や経済的効率性、高邁な道徳といったものである。この意味で、医学という科学的根拠に基づき、経済的かつ道徳的ともされる禁酒は優れて近代的価値と捉えうるものであった。たとえば、カイェスがソノーラ州で出した法令第1号の前文には次のように記されている。

民衆が頹廢する原因の一つが飲酒であり、これは個人の肉体的消耗、道徳的墮落を生むだけでなく、経済悪化の主要な原因の一つともなる。犯罪は飲酒と直接的関係があることはよく知られており、護憲派政府はその庇護下にある市民を道徳化し、その向上に努める義務がある。
(Calles 1988: 40)

しかし、他にも近代性の象徴は多々ある中で、メキシコの革命家たちが特に「禁酒」を選び出して推進した理由は何であろうか。それはちょうど「先進国」米国において、あたかも全世界に訴えかけるように禁酒法が制定されたからであろう。メキシコにとって米国は近代的先進国であり、その思想や科学はフランス流実証主義に取って代わるだけの説得力を持っていた。反面、米国は拡張主義国家としてメキシコ政府にとっては常に警戒的であっただけでなく、米国を仮想敵と位置付けることはメキシコ・ナショナリズムの高揚にも効果的であった。そこで、多くの革命家たちは「米国」を巧みに使い分けた。米国の政治的・軍事的拡張には警戒心を煽る一方で、米国の近代性を称賛したのである。

とはいえ、禁酒が帯同する「近代性」や「米国性」を社会が認知していなければ、革命家にとって禁酒を唱える効果は薄い。米国では禁酒法が成立する以前にすでに宗教や道徳、医学を根拠にした運動が大きな広がりを見せていた。これに対し、メキシコでは禁酒法制定が先行し、法を支持する社会的基盤や世論の形成は遅れがちであった。そこで、禁酒を推進する革命家たちは、禁酒とは何か、近代社会にふさわしい道徳や科学とは何かを明瞭化し、社会に知らしめるための禁酒運動の必要性を感じるようになる。実際、メキシコの禁酒法は十分な社会運動の後押しがないままに、酒業者の反撃によって撤廃に追い込まれていくのである⁸⁾。そこで、革命家たちは禁酒運動を庇護するようになるが、革命の側に立ち、組織的かつ大々的に禁酒運動を展開しえた集団は、先述のアナルコ・サンディカリズムなどの影響下にある労働者組織とプロテスタンティズム程度しか見当た

らない⁹⁾。

この二者のうち、米国での禁酒法制定に功があったという実績と、学校や病院といった具体的な禁酒宣伝の場を有している点で、労働者組織よりもプロテスタンティズムのほうが革命家の信頼、期待を集めうる存在であった。そのことは、米国やメキシコでの学校経営に実績のあるプロテスタンティズムに革命政府が教育体制の整備を一部託したことと同様である。ただし、革命家たちはプロテスタンティズムの宗教活動の発展は必ずしも望んでおらず、あくまでも教育や禁酒といった世俗の作業への専念を求めている。プロテスタンティズムもこの役割を甘受しながら、禁酒法の道徳的・科学的根拠を明らかにする禁酒運動を推進していく。そのことにより、革命家に取り入ってメキシコ社会でのステータス上昇を図り、メキシコ革命が推進する社会建設の作業に加わり、結果として宗教集団としての影響力を拡大しようとしたのである。

II プロテスタント禁酒運動の開始

『新しい民主主義』の主宰者インマンは同誌において、メキシコ革命のような「政治的革命」の後には「社会的革命」が続くとし、それは特に労働、女性、禁酒、教育に関してなされると述べている (Inman 1923a : 11 ; 1923b : 31)。これらは米国社会的福音の四大関心事と言えようが、メキシコのプロテスタンティズムはこれらの全てに同程度に熱心であったわけではない。彼らの関心の度合いが高かった順に並べれば、第一に教育、第二に禁酒、さらに女性、労働となる。メキシコ社会にプロテスタンティズムが働きかけていく際、より有効な戦略となりえた順である。労働者の組織化をめぐるには国家、左派組織、カトリック教会が激しく対立しており、プロテスタンティズムが割って入るには危険が大きかった。女性問題に関しては、革命期にはメキシコにも複数の女性組織が成立し、離婚法の成立といった具体的成果もあり、『キリスト教世界』にも女性運動を支持する記事が時折見受けられるが、かといって、プロテスタンティズムにとって

効果的な戦略となるほどには、当時のメキシコ社会において女性運動は大きな広がりを見せてはいなかった。これに対して、教育は伝統的にプロテスタントイズムが得意とする分野であり、オスーナ、サエンスらが教育行政の高官に任命されてもいた。プロテスタントイズムにとって教育はメキシコ社会で最も活躍しうる場であった。

禁酒に関してはどうであったか。聖書には酩酊を戒める箇所が多数あり、その意味で禁酒はキリスト教の普遍的原理であるといえる。また、「プロテスタント国」米国での禁酒法制定はメキシコのプロテスタントイズムを禁酒運動に向かわせる契機となったであろう。だが、それ以上に、複数の有力革命家が禁酒に関心を示したがゆえに、禁酒運動を通して革命家の歓心を買う戦略にプロテスタントイズムは向かったのである。

メキシコにおける禁酒運動の始まりは1883年の会衆派の活動であったとも、1897年の米国婦人キリスト教禁酒同盟代表のメキシコ入りであったともされるが (Anónimo 1922b : 314 ; Velasco 1921a : 387)、このようなプロテスタント系組織による初期の禁酒運動は信者間の信仰実践として行われていた側面が強い。しかし、次第にメキシコのプロテスタントイズムは社会に働きかけるための手段として禁酒運動を用いるようになる。その様子を『キリスト教弁護士』1909年のいくつかの記事に読み取ることができる。たとえば、プロテスタント禁酒運動の指導者の一人でメソジスト牧師のエピグメニオ・ベラスコは、同年に開催されたメキシコのプロテスタント諸教派による会議の席上、次のように演説している。

私は諸君に飲酒と戦う緊急の必要性について説こうとは思わない。メキシコがイエス・キリストのものとなる日を熱心に待ち望み、遠方からここに集まったキリスト者の会議で、そのようなことを話すのは意味がない。メキシコ民衆に神の国を広めることを妨げる最悪の敵を前にして、十字架の兵士は無関心ではいられない。[...] 諸君らはプロテスタントであるのだから、すでに飲酒を憎悪していることはよく

知っている。[…] 諸君と私に必要なことは、今日それと戦うための最も有効な手段を知ることである。(Velasco 1909 : 454)

その有効な手段としてベラスコは、全国規模の禁酒組織を創設すべきと説き、その理由を二点挙げている。

今日までメキシコでプロテスタントが禁酒に関してなしてきたことは実際非常に少ない。[…] 数点の記事を書き、年に何度か説教をし、日曜学校で年に四回ほど教え、数回の会議や講演を催しているだけだ。[…] この大きな災厄を倒すにはほとんど何の意味もなさない。[…] しかし、我々の努力を結集してその内臓をえぐり、メキシコのプロテスタント全体の一致した行為として攻撃を加えていたなら、それに大きな打撃を与えることができただろう。[…] 第二の理由は以下の点である。今日この悪に対して何か効果的なことができる唯一の力である政府に影響をおよぼすため、禁酒の全国組織の形成が急がれる。[…] ただ政府だけが法の制定によって諸原理の実現化に何らかの成果を果たしてきたことを忘れてはならない。(Velasco 1909 : 454)

プロテスタント超教派の一致した協力、政府への接近は、20世紀初頭におけるメキシコのプロテスタンティズム全体の戦略として追求されていくが、禁酒運動にはまさにそれらの戦略が顕著に反映されていく。

そしてもちろん、禁酒運動自体がメキシコ社会におけるプロテスタンティズムの影響力拡大を目指した戦略であった。ベラスコは続けている。

今日まで我々の叫び声のほとんどは空しく響くだけであった。誰もそれに重要性を見出さなかった。しかし、100や200もの禁酒組織が最高政府に何千という署名とともに請願書を出せば、このようにはならな

いだろう。[…] 国民の敵と戦う運動にプロテスタンティズムが深く関わっていることを見て、政府や民衆全体が同情してくれれば、プロテスタンティズムにとっていかにほどの恩恵があるか想像してみるがよい。(Velasco 1909 : 455)

こうして1909年、ベラスコを中心として全国禁酒連盟執行部が組織されたが、革命の勃発により実際に連盟が発足することなく、プロテスタンティズムによる禁酒運動は中断を余儀なくされる。

しかし、やがてオブレゴン、カイエスらの勝利が明らかとなり、「ユカタン、ハリスコ¹⁰⁾、ソノーラの革命家たちが酩酊という悪に対処する政策を始めたとき、メキシコのプロテスタントは全員、革命を称賛するさらに強い動機を持ったのである」(Velasco 1916 : 524)。こうしてプロテスタンティズムは革命支持の態度を鮮明にするとともに、実際に州レベルで制定されるようになった禁酒法に呼応して積極的な禁酒運動を再開する。それを象徴するのが1919年1月に始まった全国禁酒連盟の活動である。事務局長にベラスコ、執行部理事にはサエンスの名も見る事ができる。プロテスタント諸教派による全国禁酒連盟の発足は、この時代のプロテスタント合同神学校や合同出版社¹¹⁾の設立など、一連の超教派活動の流れにおいてなされたものであった。すなわち、プロテスタンティズムにとって禁酒運動は、メキシコの社会、政治に影響力をおよぼしていくために諸教派の力をまとめる求心的運動の一つとして機能したのである。

Ⅲ 全国禁酒連盟の戦略

プロテスタンティズムが展開した禁酒運動は、もちろん禁酒精神を広めることを目的とし、禁酒コンサートの開催やパンフレットの配布、公立学校での宣伝などを行ったが、革命家に取り入り、プロテスタンティズムの活動を正当化するなどを目指した戦略でもあった。そこで、全国禁酒連盟の活動に見られる戦略を見ていこう。

1 世俗性を装う

1920年、全国禁酒連盟が主催したメキシコで初の禁酒会議において、事務局長ベラスコは禁酒運動に世俗性を装わせる戦略を打ち出している。

成立したばかりの全国禁酒連盟は、プロテスタント系組織が主にその指導権を握ってはいたが、創設当初からまさに配慮していたことは、国のあらゆる社会領域に運動を広めるために、純粋に世俗的な性格を禁酒運動に付与することであった。(Velasco 1920c : 488)

このような戦略は何も禁酒運動に限ったことではない。そのことは、プロテスタンティズムが社会へと働きかけていくための制度や組織に、一見して宗教のものであるとは判別できない「俗名」を付けている点からも窺える。全国禁酒連盟、合同出版社といった組織名、『新しい民主主義』という雑誌名はまさにそれである。対して、プロテスタント合同神学校や『キリスト教世界』は信者向けであり、世俗性を装う必要はなかった。ただし、全国禁酒連盟は明らかに宗教的な名称の『キリスト教世界』を主な宣伝の場としたが、これにはやむをえない事情があった。

我々にはプロテスタントではない人々に宣伝していく雑誌がない。

[...] 金銭的な欠乏のために、我々は状況が良くなるのを待つことを諦め、メキシコのプロテスタンティズムの会報であり、何の制約もなく我々にコラムを提供してくれる唯一の雑誌『キリスト教世界』の誌面を使うことにした。(Velasco 1920c : 488)

こうして『キリスト教世界』は全国禁酒連盟の機関誌をも兼ね、『キリスト教弁護士』から継承された「禁酒の頁」(Página de temperancia) といった項において禁酒に関わる様々な記事を掲載していく。

2 為政者への接近

ベラスコが全国禁酒連盟設立の目的の一つとして為政者への接近を挙げたことは前述したが、プロテスタンティズムの指導者たちはすでに1914年に禁酒法を制定した連邦区知事アルフレド・ロブレス・ドミンゲスと面会し、禁酒法を撤回しないようにとの嘆願書を提出している。全国禁酒連盟発足後はさらに体系的働きかけが採られ、1921年には全州知事に宛てて州内での禁酒運動への支援を求める書状を送った。さらに、1929年には禁酒キャンペーンを始めた大統領ポルテス・ヒルに祝辞を送っている。これに対し、ロブレスは「祖国の将来にとってこれほどまでに重要な問題について、プロテスタントが明確に断固たる態度を取っていることを喜び」(Velasco 1914: 591)、知事への呼びかけに対しては12の州から好意的な回答を受け取り (Velasco 1921b: 5)、ポルテス・ヒルからは謝辞が送られた (Portes Gil 1929: 282)。この他にも、ベラスコは全国禁酒連盟事務局長に就任した直後、連邦区知事ガスカ、暫定大統領デ・ラ・ウエルタ、戦争大臣カイェス、大統領就任直前のオブregonらと精力的に接触し、彼らの支援を取り付けている (Velasco 1920b: 365)。

3 カトリシズム攻撃

メキシコのプロテスタンティズムにとって最大の競合相手はカトリシズムであったが、禁酒はカトリシズムを攻撃するにも有効な手段となった。革命家たちはカトリシズムを非難する際にしばしば飲酒問題に言及した¹²⁾。カトリシズムは祝祭などにおいて人々を酩酊させ、墮落させるというのだ。当時のメキシコにおいて宗教といえばカトリシズムのことであり、カトリシズムと酒との連想は宗教全般が人間を墮落させるという発想へと至った。そこで、タバスコ州知事ガリードのように、飲酒による墮落を理由の一つとして、カトリシズムをはじめとする宗教を徹底的に排撃しようとする者も現れた。メキシコにおけるこのような宗教イメージを払拭するため、宗教は人間を墮落させるものではなく道徳的向上や社会改革を導くものだとプロテスタンティズムは訴えた。その際、プロテスタンティズムはカトリ

シズムを「狂信」と位置づけ、飲酒に代表されるその「非合理的な」要素を批判することで、逆に禁酒の道徳性や科学性、禁酒を推進する宗教の「近代性」を強調した。

たとえば、多くの酒場に聖母像、磔刑像、聖人像が収められた祭壇があることや、酒場や酒造工場の開設を神父が祝福することなどを挙げ¹³⁾、カトリック神父が宗教の墮落や呪術化を積極的に推進していると説いた。

もう一つ背筋が凍ることは、多くの神父がバッカスの祭儀を行っていることだ。[...] 具体的な地名は言えないが、ある村ではぶどう酒の代わりに火アグアルディエンテ酒で頻繁に儀式が行われている。[...] 神父がキリスト教の名の下に民衆の信仰になしていることを考えると恐ろしい。

(Yohualtecutli 1922 : 839-840)

そして、飲酒を促すカトリシズムを「狂信」、「偶像崇拜」といった言葉で攻撃し、その「呪術性」、「非合理性」を強調しようとする。

ローマ信徒もいずれ偶像崇拜から解き放たれ、聖職者が祭日を増やすのは人々に快樂、享樂、悪徳を提供するがためであることを理解する 때가来るだろう。その悪徳とは、人々を破廉恥な偶像崇拜や狂信に陥れるものである。(García 1923a : 89)

これに対し、プロテスタンティズムについては「宗教的信仰により、常に変わらず全ての社会的・道徳的改革運動とともにおり、もちろん、禁酒運動の側にいる」(Anónimo 1926 : 308) とし、自らの道徳性や近代性を強調した。この点は以下に述べる米国文化としての禁酒の強調や、道徳性、科学性の強調ともつながっていく。

4 米国文化としての禁酒の強調

共通の宗教・文化によるアメリカ諸国の一体化を唱道したインマンら米

国人宣教師は、プロテスタンティズムが推進し、憲法修正条項という形で具現化した米国における禁酒の精神を、アメリカ一体化の文化的原理の一つとして、他のアメリカ諸国に輸出、宣伝しようとした。よって、『新しい民主主義』にはこのような視点に立つ記事が多数見られる。

カナダからパタゴニアに至るアメリカ大陸が飲酒問題について非常に真摯な関心を抱いているのは事実である。我々が信じているようにアメリカは前途ある大陸であるからには、この重要な問題において示される模範は人類全体に大きな影響をおよぼすに違いない。[...] 米国が酒という魔王を断罪し、法によって葬ったとき、全世界はそれほどもまでに果敢で偉大で急進的な方策が採られたことに驚いた。[...] 酒という王に対する闘いが次第に明瞭になされるようになり、勝利に近づきつつある地がラテンアメリカである。ラテンアメリカにおいて酒に対する闘いがより明確に進展するにつれ、大陸の連帯と友愛をもたらす緊密な関係を築きながらより良い結果をもたらす注目すべき現象が、僅かながらも現在生じてきている。[...] 禁酒問題ほど今日全てのラテンアメリカ諸国で広く議論されている問題はないと言えよう。

(Anónimo 1921a : 22-23)

このような禁酒パンアメリカニズムにメキシコのプロテスタンティズムも呼応する。『キリスト教世界』には次のような記述が見られる。

米国の政治的独立が他のアメリカ植民地の模範となって影響を与え、それらも独立を宣言したように、醜酏のくびきからの独立宣言も、我々の大陸で続いて起きゆくことの先駆けとなることを願う。

(Anónimo 1919b : 57)

米国は人類の最も恐ろしい敵である酒との戦いに勝利した。[...] こ

の勝利の前例は、南の地にも光を放つ。(H. P. 1921 : 436-437)

だが、政治的なものであれ文化的なものであれ、パンアメリカニズムとは米国で作り出された諸価値の強制ではないかとの警戒心がラテンアメリカにおいては生じがちである。他方、ラテンアメリカにおいても米国近代文化の体現者、紹介者として振る舞うことが有利な場合もある。そこで、メキシコのプロテスタンティズムは米国のどの点を非難し、どの点を称揚するか、慎重な取捨選択を行った。「我々は干渉主義を決して容認しないが、公平に考えて何らかの有益な示唆や教えを我々に提供してくれるものが米国人にはあることを見逃してはならない」(Velasco 1919 : 252) というベラスコの言葉は、まさにそのような態度の現れである。そして、米国での禁酒法制定を肯定的に捉える革命家がメキシコに現れ、実際に州レベルで禁酒法が制定されるようになると、メキシコのプロテスタンティズムは禁酒を米国が獲得した称賛すべき美点として選択する。たとえば、『キリスト教世界』のある記事は、死亡、病気、犯罪率の減少、貯蓄額や税収入の増加、教育機会の拡大などを米国禁酒法の成果として説いた上で、「これらの成果は全て、酒に冒されていない勤勉な国においてのみ達成されてきた」(Anónimo 1924a : 159) と述べ、理想化された米国と禁酒とを結び付ける。

さらに、法制定に至る米国の禁酒運動で果たされたプロテスタンティズムの大きな役割を強調し、同様の役割をメキシコのプロテスタンティズムも果たしうることを唱える。メソジスト牧師レオポルド・ガルシーアは1923年、『キリスト教世界』に連載した記事「メキシコの飲酒問題」において次のように述べている。

不幸なことに、メキシコ人の全てがプロテスタントであるわけではなく、我々の政治的・社会的状況を考えると〔飲酒問題は〕すぐには解決しそうにない。時宜を得て禁酒を宣言した米国を自明の例として語

る者もいる。だが、広大な米国において禁酒が達成されるまでには、世論を喚起する困難で激しい運動が展開されていたことを忘れていない。その運動は主にプロテスタント教会が決然とした態度で行ってきたものである。運動は徐々にではあるが決して後退することなく進展することを、この経験は我々に教えているはずだ。(García 1923c: 134)

また、メキシコのプロテスタンティズムは単に言説の上で禁酒と米国とを結び付けようとしていたのではなく、米国で開催される禁酒会議にベラスコ、オスーナらが出席しており、米国禁酒組織との実際的な関係をも深めている¹⁴⁾。

5 道徳性、科学性の強調

宗教集団としてのプロテスタンティズムはもちろん宗教的原理に基いた立場からも禁酒を正当化している。『キリスト教世界』の記事は「酒は人をあざける者とし、濃い酒は人をあばれ者とする、これに迷わされる者は無知である」(箴言20: 1)、「酒に酔う者 [...] は、いずれも神の国をつぐことはない」¹⁵⁾ (第一コリント6: 10) といった聖書の一節を盛んに引用する (Mellado 1920: 80; Yohualtecuhtli 1922: 839)。さらに、「我々は宗教的信仰に基いて、常に変わらずあらゆる道徳的、社会的改革運動とともにおり、もちろん酒に対する戦いにおいて我々は本領を発揮している」(Anónimo 1926: 308)、「科学と人間的経験とは、聖書に従って酒類を無用で危険なものとして糾弾する」(García 1923c: 134) として、道徳や科学に依拠した禁酒運動の背後に宗教的動機があることを強調している。

しかし、宗教的根拠よりも道徳、科学といった世俗的根拠を前面に押し出した戦略が追求されたのである。それはまさに革命家の求めるところでもあった¹⁶⁾。革命政府が新しい社会の建設を声高に唱えたこの時代、プロテスタンティズムも道徳や科学を通してその作業に寄与しうる存在として自らをアピールした。

社会的福音の影響下でプロテスタンティズムは個人的信仰の重視から社

会的行為や道徳の強調へと態度を移行させつつあったが、メキシコでの禁酒運動においてもそれらの点を重要な根拠として掲げていった。たとえば、ガルシアは次のような問題提起をしている。

法律至上主義者たちは、[飲酒が] 単に法的技術上の問題であると信じ込ませようとし、本質的に高度に倫理的問題であることを知らない振りをしている。道徳的問題が排除されれば法的規定も損われる。法は単に理性的問題ではなく、同時に優れて道徳的な問題でもある。

(García 1923a : 88)

宗教集団が道徳を強調するのは珍しいことではない。1906年、『キリスト教弁護士』の記事においてすでにベラスコは、「肉体的、知的、道徳的に個人を墮落させる酒類の破壊的作用を無視できようか」(Velasco 1906 : 115) と述べている。ただし、ベラスコのこの主張はまだ個人的道徳の次元にとどまっており、その後メキシコのプロテスタンティズムが個人的道徳から社会的倫理へと強調点を移したことをむしろ重要な変化と捉えるべきだろう。1924年には『キリスト教世界』に「社会的倫理に照らしての経済活動の自由と飲酒問題」と題した記事が連載される。

各人に本来備わっている能力の向上、洗練された高貴で道徳的な人格の発展は全ての個人にとって最も重要な目的である。しかし、我々の個人的能力の完成とともに、人間は全体の成員であり、社会の命運に密接に関連していることを認識する必要がある。[...] これが社会的倫理の視点である。(Strehler 1924a : 923)

この記事の執筆者は個人から社会への視点の移行を説き、そのことは「200年前のラクダの乗り手よりも速度の速い蒸気機関車の運転手のほうが確かにより大きな責任感と慎重さが必要とされる」ように、「新しい状

況には新しい道徳的要求がなされる」(Strehler 1924b: 998)と説明し、時代の推移とともに必然的に生じた変化と捉える。これを踏まえ、

近代禁酒運動は中毒症状を根絶するために始められたが、時とともに我々は社会的倫理の視点から飲酒問題を考えるようになった。酔漢は単に墮落した人間であり、いかんともし難い弱さや知的低さのためにその悪癖が身につけてしまったと我々は考えていた。[...] 飲酒問題は家族、社会、共同体、国民において酒類を自由に飲むことができる習慣と密接な関係がある。(Strehler 1924b: 998)

と主張する。こうして飲酒は個人から家族、社会、国民の問題へと発展する。このような道徳的議論を通して、プロテスタンティズムは新生メキシコ社会建設への参加の意思表示をすることができたのである。

科学への訴えかけも同様に戦略的である。米国のプロテスタンティズムは、特に社会的福音の影響下で、社会や道徳の問題に直面した際の解決手段として社会学や教育学を用いたが、禁酒問題に関してはあらゆる分野の科学を総動員した。『新しい民主主義』には次のような一節がある。

節酒や禁酒法を支持する者が説くことは、時に誇張や狂信に陥ってきた。[...] 事実と結果に基いた科学がこの問題の正体を解明できるよう、偏見や誤った理解を抑えなければならない。[...] ゆえに、我々は禁酒問題を道徳的・宗教的規律に依拠して議論しようとはしない。だからといって、道徳や宗教に訴えかけようとする禁酒の推進者を非難するわけではない。道徳と宗教は我々にとって、障害を取り除き、進歩と向上をもたらすより建設的で輝かしい見方へと人々を向ける便利な梃子である。だが、この問題の道徳的・宗教的側面には触れず、生理学、経済学、社会学に依拠することにより、確固とした基盤の上にその問題を置くことができると我々は考える。(Anónimo 1923b:

28)

ここには、宗教や道徳にのみ依拠するのではなく、科学にも立脚した禁酒運動を進めようとする態度が米国のプロテスタンティズムに生じていたことを読み取ることができる。これを受けて、メキシコのプロテスタンティズムも禁酒を正当化する根拠として医学、栄養学、社会学、経済学などを動員する。『キリスト教世界』には次のような記述が見られる。

酒を摂取すると、口腔の粘膜は焼かれ、食道は腫れ、胃は潰瘍を起こす。(Mellado 1920 : 80)

酒類は滋養源であると考える者がいるが、それらの飲料のいくつかに実際に含まれる栄養は非常に少ないことを科学は示している。(Howland 1920 : 220)

酒造業に携わる資本家たちは〔彼らが納税することにより〕財政上の問題が解決すると考えているが、消費者の家計がどうなるかを考慮していない。しかし、社会学者はこれほど重要な問題を看過することはできないし、するべきではない。(García 1923b : 121)

我々が米国の新聞で見た最も衝撃的な記事の中に、イエール大学の著名な経済学者フィッシャー教授のものがある。彼は上院司法委員会での証言で、禁酒法はエネルギー、賃金、産業収入の増加という形で年々国の富を増してきたと述べた。(Anónimo 1926 : 308)

米国においても禁酒法制定に先行して科学的根拠が鼓吹されたが、メキシコのプロテスタンティズムもその必要性を認識し、諸科学を動員した禁酒の正当化に努めたのである。

このような禁酒運動における道徳や科学の強調を通してプロテスタンティズムの関心は個人、社会から国民へと至る。ガルシアは「メキシコの飲酒問題」において次のように述べている。

近代において正義に関して考えるとき、個人や階級の利益を社会全体の利益の上に置くことはできない。個人の利益は社会全体の利益の枠内においてのみ不可侵なのである。それぞれ自立した組織を持つ点では自由であるが、契約によって互いに結ばれた集団の連合体と考えられる社会は、こうして国民を形成する。国民は我々の時代の政治概念においては必然的な存在である。普遍的な祖国とはただ一つの家族が住むものであると、ようやく理解されるようになってきた¹⁷⁾。(García 1923a : 89)

道徳、科学の強調は社会的福音に特徴的な要素でもあったが、これがメキシコ国民の形成を目指して強力なナショナリズムを打ち出したメキシコ革命の方向性に合わせようとするメキシコ・プロテスタンティズム固有の戦略とも符合していった過程が、禁酒運動を通して鮮明に浮かび上がってくる。

しかし、国民に関する以上のようなプロテスタンティズムの議論は非常に抽象的であり、あるいは「普遍的な祖国」という言葉には「地上における神の国」といったキリスト教的発想が込められており、そのことが最終的には、「混血」のような具体的かつ世俗的なメキシコ人像を描こうとする官製ナショナリズムと歩調を合わせられない一因となる。また、プロテスタンティズムを積極的に庇護したカイェスらが政治の一線から退くとともにプロテスタンティズムが活躍する政治的空間も狭められ、さらにはプロテスタント諸教派間の協力運動も行き詰まり、1930年代に入るとプロテスタンティズムは急速にナショナリズムや政治活動への関心を失っていく。時を同じくして1933年に米国禁酒法が撤廃され、メキシコのプロテスタン

ティズムによる戦略的禁酒運動の時代も幕を閉じるのである。

おわりに

以上、メキシコのプロテスタンティズムが革命期メキシコ社会における影響力拡大を目的として禁酒運動を推進する経緯を明らかにしてきたが、メキシコ禁酒史研究としては残された課題が多い。本論では背景として言及するにとどまった、革命家による禁酒法制定の動向や、アナルコ・サンディカリズムなどプロテスタンティズム以外の集団による禁酒運動の詳細をより明らかにする必要がある。また、革命前後の時代におけるメキシコでの禁酒運動のあり方を探らなければ、本論で取り上げた革命期における禁酒運動の位置付けは十分になされえない。さらに、メキシコ以外のラテンアメリカ諸国ではいかなる動機、背景で禁酒運動が推進されたのであろうか。本論はメキシコ禁酒史研究としては第一歩を踏み出したものではない。

その一方で、本論はメキシコ禁酒運動の先導役を果たしたプロテスタンティズムの真意を明らかにした。プロテスタンティズムにしても、禁酒にしても、これまでのラテンアメリカ研究においてはともすると「米国のもの」として看過され、単純化されて捉えられてきた。本論ではこのような「米国のもの」がラテンアメリカ史においていかなる役割を果たしてきたか、その一例を解明することができたと考える。

注

- 1) 内務省次官が明らかにした法制定の理由は、メキシコに入国する米国人の99パーセントが飲酒を目的としており、それゆえ米国社会でのメキシコに対するイメージが悪化しているため、そのイメージを払拭するためであるという (Anónimo 1922a : 62)。
- 2) 米国では全国禁酒法に先行して州単位での禁酒法が制定されていたが、1910年までに禁酒法を制定した州は8州にとどまっていたのに対し、その後の10年間で新たに25州とワシントン DC、アラスカ準州において禁酒法が制定

された。メキシコが革命の動乱期にあった1910年代、米国では続々と州単位での禁酒法が成立していた。

- 3) たとえば、1874年に成立し、19世紀末の米国禁酒運動の高揚に寄与した婦人キリスト教禁酒同盟 (Woman's Christian Temperance Union) はプロテスタント女性による組織であったし、米国禁酒法成立の社会的原動力となった米国反酒場連盟 (Anti-Saloon League of America) が1895年に結成される際にもプロテスタント諸組織は積極的役割を果たした。
- 4) 国勢調査によれば、メキシコ全人口におけるプロテスタント信者が占める割合は、1910年に0.45パーセント、1921年に0.51パーセントとなっている (Departamento de la Estadística Nacional 1928 : 203)。
- 5) 特にチワワ州知事イグナシオ・エンリケスはプロテスタント禁酒運動を庇護した。同州では1921年、州禁酒法制定の是非を問う住民投票が実施され、これに向けてプロテスタンティズムは精力的な運動を展開したが、法制定には至らなかった (R. Martínez 1921 : 386, 404 ; Velasco 1921a : 398)。
- 6) 『キリスト教世界』、『新しい民主主義』の詳細についてはそれぞれ、大久保 1998 ; 2002を参照。
- 7) 第5回パンアメリカ会議を主催したチリの大統領アレサンドリは、米国をモデルにした禁酒法をラテンアメリカで最も熱心に推奨する大統領として、しばしば『新しい民主主義』誌上で称賛されている (Anónimo 1921b ; 1923a)。また、ブルムは米国訪問の際、禁酒運動家と会談して感化を受け、ウルグアイにおける禁酒法制定に向けて、独立記念日 (4月19日) を国民の禁酒日と定めるなどしたという (Stelzle 1921 : 392)。
- 8) 後述するベラスコは「禁酒法を制定した州では世論の支援がなく、知事が代われれば禁酒法は撤廃された」と記している (Velasco 1921a : 398)。
- 9) 当初、プロテスタンティズムはメキシコで禁酒運動を組織的に推進する集団が他にないことを嘆いていたが (Velasco 1920a : 710 ; Anónimo 1923c : 595)、政府系有力労働者組織であるメキシコ労働者地域連合 (Confederación Regional Obrera Mexicana) が1924年の大会において禁酒推進の決議文を出すと、それを称賛した。その決議文には全国禁酒連盟代表も署名した (Anónimo 1924c : 1182-1183)。その後、両者はサンルイスポシ州の禁酒法維持のために共闘した (Anónimo 1925 : 1107-1108)。なお、革命動乱期メキシコの各地においてプロテスタンティズムと急進左派組織との共闘が見られたが、この点はバステイアンの研究に詳しい。禁酒に関しては、アナルコ・サンディカリズムが理想像として掲げる酒を飲まない労働者像と、メソジストが理想とする人間像とに通じ合うものがあったという (Bastian 1989 : 239)。
- 10) ハリスコ州における禁酒法制定の動きについては筆者は未確認である。

- 11) 合同出版社 (Casa Unida de Publicaciones) はラテンアメリカのプロテスタント諸教派の協力を目指して、アルゼンチンのラ・アウロラ社 (Editorial "La Aurora") とともに、1920年代初頭、メキシコ市に設立された超教派の出版社で、現在も出版活動を続けている。
- 12) たとえば、1917年憲法制定議会において反宗教的条項を支持した急進派はカトリック聖職者を「飲んだくれ」と非難したという (Quirk 1973: 91)。
- 13) 顕著な例として、オリサーバ・ビール会社の新工場をベラクルス大司教が祝福したことが指摘されている (E. Martínez 1921: 413)。
- 14) ベラスコは1919年、オスーナは1924年に、いずれもワシントンで開かれた米国反酒場連盟の会議に出席している。特にベラスコは、12か国からなる国際禁酒同盟の結成にメキシコ代表として署名している (Anónimo 1919a: 21)。また、ベラスコ、オスーナとも『新しい民主主義』に一度ずつ記事を載せているが、いずれも禁酒に関連する内容である (Velasco 1920d; Osuna 1924b)。
- 15) 聖書からの引用はいずれも口語訳聖書 (日本聖書協会 1992) に拠った。
- 16) オブレゴン政権内務省次官が禁酒法は科学的根拠に基いているとし、さらにカイェスが禁酒法は人々の道徳化にも必要なことだと述べたとする新聞記事を『キリスト教世界』は転載している (Anónimo 1922a: 62, 70)。
- 17) 同様の主張がより具体的に現れている例として、1923年にベラスコの後を継いで全国禁酒連盟の事務局長となり、特に公立学校での禁酒教育に尽力したオスーナの1929年の著書『飲酒—初等学校教師および中等学校学生のための禁酒教育の手引書』(Osuna 1929) を挙げることができる。その具体的内容はすでに別稿 (大久保 1999: 72-74) において紹介した。

文献一覧

略号 AC *El Abogado Cristiano*

MC *El Mundo Cristiano*

ND *La Nueva Democracia*

大久保教宏. 1996. 「メキシコにおける市民宗教の創造とプロテスタントイデオロギ」 (『宗教研究』310)、95-118ページ。

———. 1998. 「メキシコ革命とプロテスタント・ナショナリズム」 (『宗教研究』318)、69-92ページ。

———. 1999. 「学校のために、祖国のために」 (『ラテンアメリカ研究年報』19)、56-83ページ。

———. 2002. 「国境を越える社会的福音」 (『慶應義塾大学日吉紀要人文科学』17)、59-83ページ。

日本聖書協会. 1992. 『聖書 口語訳』日本聖書協会。

- Anónimo. 1919a. “Temperancia,” *MC*, 3 de julio, p. 21.
- . 1919b. “¿México será seco?” *MC*, 17 de julio, p. 57.
- . 1921a. “La América Latina se apresta a destronar al rey alcohol,” *ND*, abril, pp. 22–24, 32.
- . 1921b. “El avance de la prohibición en Sud América especialmente en Chile y Perú,” *ND*, noviembre, pp. 24, 28.
- . 1922a. “El estado seco en México,” *MC*, 19 de enero, pp. 62, 70.
- . 1922b. “Personales y generales,” *MC*, 6 de abril, p. 314.
- . 1923a. “Movimiento mundial de temperancia en 1922,” *ND*, enero, p. 11.
- . 1923b. “La temperancia como problema mundial,” *ND*, marzo, pp. 28–31.
- . 1923c. “Un paso firme en la lucha contra el alcohol. San Luis Potosí se encamina al estado seco,” *MC*, 20 de septiembre, pp. 595–596.
- . 1924a. “Los frutos de la prohibición a fines del año pasado,” *MC*, 14 de febrero, p. 159.
- . 1924b. “La prohibición en San Luis Potosí,” *MC*, 28 de agosto, p.820.
- . 1924c. “En marcha resuelta hacia el estado seco,” *MC*, 11 de diciembre, pp. 1182–1183.
- . 1925. “La campaña contra el alcohol en México,” *MC*, 19 de noviembre, pp. 1107–1108.
- . 1926. “La formidable lucha contra la ley seca,” *MC*, 20 de mayo, pp. 307–308.
- Bastian, Jean Pierre. 1989. *Los disidentes: Sociedades protestantes y revolución en México, 1872–1911* (México: Fondo de Cultura Económica/El Colegio de México).
- Calles, Plutarco Elías. 1988. *Plutarco Elías Calles: Pensamiento político y social. Antología (1913–1936)* (México: Fondo de Cultura Económica).
- Departamento de la Estadística Nacional. 1928. *Resumen del censo general de habitantes* (México: Talleres Gráficos de la Nación).
- García, Leopoldo. 1923a. “Campaña antialcohólica: el problema del alcoholismo en México,” *MC*, 8 de febrero, pp. 88–89.
- . 1923b. “El problema del alcoholismo en México,” *MC*, 22 de febrero, pp. 121–122.
- . 1923c. “El problema del alcoholismo en Mexico,” *MC*, 1^o de marzo, pp. 134–136.
- Howland, Juan. 1920. “El alcohol he ahí el enemigo,” *MC*, 2 de septiembre, p. 220.
- H. P. 1921. “El triunfo de los temperantes: Como se generó y triunfó el gran

- movimiento antialcohólico en Estados Unidos,” *MC*, 12 de mayo, pp. 436–437.
- Inman, Samuel Guy. 1923a. “La conferencia de Santiago : Gravedad e importancia del actual momento histórico,” *ND*, marzo, pp. 10–11.
- . 1923b. “Santiago en expectativa de la conferencia panamericana,” *ND*, agosto, pp. 4–5, 31.
- Kirshner, Alan M. 1976. *Tomás Garrido Canabal y el movimiento de las Camisas Rojas* (México : SepSetentas).
- Martínez, Estanislao. 1921. “Bendiciendo cervecerías,” *MC*, 5 de mayo, p. 413.
- Martínez, Rosaura Q. de. 1921. “Campaña de temperancia en México,” *MC*, 28 de abril, pp. 386, 404–406.
- Mellado, B. 1920. “Males físicos causados por el alcoholismo,” *MC*, 22 de julio, p. 80.
- Osuna, Andrés. 1924a. “La guerra contra el alcoholismo en San Luis Potosí,” *MC*, 7 de agosto, pp. 750–751.
- . 1924b. “Guerra contra el alcoholismo en México,” *ND*, octubre, pp. 22–23, 32.
- . 1929. *El alcoholismo : Manual de enseñanza antialcohólica para uso de profesores de educación primaria y estudiantes de escuelas secundarias* (México : Franco Americana).
- Portes Gil, Emilio. 1929. “Carta de Emilio Portes Gil a los Sres. Presidente y Secretario, respectivamente, de la Convención Nacional Evangélica,” *MC*, 1^o de septiembre, p. 282.
- Puente, Ramón. 1994 (1933). *Hombres de la revolución : Calles* (México : Fondo de Cultura Económica).
- Quirk, Robert E. 1973. *The Mexican Revolution and the Catholic Church : 1910–1929* (Bloomington : Indiana University Press).
- Stelzle, Charles. 1921. “Trabajos de la Sociedad de Temperancia de Señoras de los Estados Unidos en Sud América,” *MC*, 28 de abril, pp. 391–392.
- Strehler, B. 1924a. “El comercio libre y la cuestión del alcoholismo a la luz de la ética social,” *MC*, 25 de septiembre, p. 923.
- . 1924b. “El comercio libre y la cuestión del alcoholismo a la luz de la ética social,” *MC*, 16 de octubre, p. 998.
- Vasconcelos, José. 1924. “Aristocracia pulquera,” *MC*, 8 de mayo, p. 437.
- Velasco, Epigmenio. 1906. “El alcoholismo. Su influencia en el individuo, en la familia y en la sociedad,” *AC*, 5 de abril, p. 115.
- . 1909. “Una campaña más práctica en pro de la temperancia,” *AC*, 22 de julio, pp. 454–455.

- . 1914. “Los protestantes ante el problema nacional del alcoholismo,” *AC*, 24 de septiembre, p. 591.
- . 1919. “Su papel en la campaña anti-alcohólica en los Estados Unidos,” *MC*, 11 de septiembre, pp. 252–253.
- . 1920a. “Sección de temperancia,” *MC*, 22 de enero, p. 710.
- . 1920b. “Discurso presentado por su autor ante la Liga Anti-alcohólica de los Estados Unidos de América, reunida en Wáshington, D. C., del 15 al 17 de septiembre de 1920,” *MC*, 14 de octubre, p. 365.
- . 1920c. “Informe que el secretario general de la Asociación Antialcohólica Nacional, presentó ante la primera convención de temperancia celebrada en la ciudad de México,” *MC*, 18 de noviembre, pp. 488–489.
- . 1920d. “El Congreso Internacional Anti-alcohólico de Washington,” *ND*, diciembre, p. 31.
- . 1921a. “Algunos datos para la historia de la obra de la temperancia en el país,” *MC*, 28 de abril, pp. 387, 396–398.
- . 1921b. “Sección de temperancia,” *MC*, 7 de julio, pp. 5, 15.
- Yohualtecuhtli. 1922. “Roma y la embriaguez deambulan bracero,” *MC*, 5 de octubre, pp. 839–840.